解散命令公告

静岡県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年７月30日

静岡県知事　川勝　平太

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

静岡県電話取引業協同組合

静岡市葵区弥勒二丁目４番11号

教示

この処分について不服がある場合は、次のとおり異議申立て又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

１　異議申立て

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対してすることができます。(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過するとできなくなります。)。

２　処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過するとできなくなります。)。なお、上記１の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～40歳の男性、身長168㎝、体格普通、顔面長、所持金品は現金720円、黒色ショルダーバッグ、腕時計、ハンカチ、ライター、煙草

上記の者は、平成24年７月１日午後１時頃千葉県四街道市山梨1281番地先竹林内で発見されたもので、死亡日時は、平成24年６月29日未明と推定されます。死因は縊死。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市福祉サービス部生活支援課まで申し出てください。

平成24年７月30日

千葉県　　四街道市長　佐渡　　斉

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳から80歳位の女性、身長約150㎝、体格中肉、黒色ジャケット、黒地に花柄の長袖シャツ、青色７分丈シャツ、紫色半袖肌着、灰色タンクトップ、黒色帽子、黒色ズボン、ピンク色７分丈股引、水色パンティ、肌色靴下、黒色革靴を着用

上記の者は、平成24年７月６日千葉県銚子市犬吠埼9575番地旧犬吠埼ロイヤルホテル南方の公衆トイレ内で発見されました。推定死亡年月日は平成24年７月３日で、死因は縊死。身元不明のため遺体は当市において火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成24年７月30日

千葉県　　銚子市長　野平　匡邦

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢40歳以上と推定、身長160㎝～165㎝位、上下ジャージ、黒色のＴシャツ、野球帽、灰色のリュックサック、黒色の長靴

上記の者は、平成24年３月11日午後２時５分、三重県いなべ市藤原町本郷地内の鈴北岳山林内で発見。死亡時期は不詳。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は三重県四日市市大矢知町1094番地、龍明院に納骨保管しておりますので、お心当たりの方は当市福祉部社会福祉課まで申し出て下さい。

２．本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢50歳以上と推定、身長164㎝位、白色のシャツ、黒色の運動靴

上記の者は、平成23年12月10日午後３時36分、三重県いなべ市大安町石榑南2999番地５、宇賀渓キャンプ場北方700メートル地点で発見。死亡時期は不詳。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は三重県四日市市大矢知町1094番地、龍明院に納骨保管しておりますので、お心当たりの方は当市福祉部社会福祉課まで申し出て下さい。

平成24年７月30日

三重県　　いなべ市長　日沖　　靖

公　示　送　達

足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成24年７月30日

北海道足寄郡足寄町北１条４丁目48番地１
足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業
施行者　足寄郡足寄町
代表者　足寄郡足寄町長　安久津勝彦

１．書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　北海道足寄郡足寄町北５条１丁目81番地

氏名　天理教舞勝分教会

２．仮換地指定通知の内容

足寄都市計画事業足寄市街地区土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により下記のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第５項の規定により通知します。

従前の土地				仮換地			摘要
字名	地番	地目	登記地積（㎡）	街区番号	符号	地積（㎡）	
北５条１丁目	80	宅地	201.65	48	3	529.73	
北５条１丁目	81	宅地	396.69				
合計	２筆		598.34	１筆		529.73	

仮換地の指定の効力発生の日　平成24年８月６日

（注意）

この通知書記載の「仮換地指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することができますが、従前の宅地については、使用し又は収益することができません。

（教示）

１．この通知について不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)。

２．行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に足寄町を被告として取消訴訟を提起することができます。

３．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に足寄町を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを北海道足寄郡足寄町北１条４丁目48番地１足寄町役場前掲示板において掲示します。